

仕 様 書

1 業務名称

令和8年度和歌山県観光魅力発信委託業務

2 事業説明

和歌山県の体験型観光の魅力発信を行うため、PR動画を制作し、SNSを介して効果的に県外に向けて発信する。また、和歌山県の体験型観光、アウトドア観光、グルメ、及び土産等の魅力発信を行うため、和歌山県公式観光サイトに掲載する記事を作成する。

3 業務内容

(1) 動画制作、配信、納品

受託者は、撮影映像素材や過去に撮影された和歌山県映像コンテンツを活用した観光PR用の動画コンテンツを制作し、使用映像素材も含め、県内各地の体験型観光PR動画（約1分）12本以上を成果品として県公式TikTokアカウントにより配信するとともに、データで観光連盟に納品するものとする。

① 内容及び構成

ア 動画コンテンツの内容及び規格等については、観光連盟と協議のうえ決定し、制作するものとする。

イ 動画で取り上げるエリアについて、和歌山県内で偏りが生じないようにすること。

ウ 内容に即した出演者を起用するなど、ターゲットが具体的な旅をイメージできるような構成とすること。

エ ドローンなど、動画を制作するための最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、美しく風景を撮影し、視聴者の心をつかむような動画に仕上げるものとする。

オ 動画は、県公式TikTokにアップしている動画と類似のテイストで制作すること。

カ 制作した動画は県公式TikTokアカウントにより計画的に配信すること。

キ 配信におけるスケジュールについては、観光連盟と協議のうえ決定し配信すること。

ク 撮影は天候などの状況を踏まえて安全かつ適切に実施し、荒天や支障のある天候の場合は観光連盟と協議して日程を調整するものとする。

ケ 投稿した動画にコメントがあった場合は適切な返信を実施すること。

コ 費用には、体験に係る経費、交通費、宿泊費、モデル謝金等を含む。

サ 動画コンテンツの納品にあたっては、事前に制作した動画コンテンツの映像・ナレーション・テロップ等内容の一切について、観光連盟における内容確認及び修正指示の機会を複数回設け、観光連盟の了解を得たうえで行うものとする。

②工夫

- ア TikTok のプラットフォーム特性を生かし、再生回数、いいね数、保存数、シェア数、及び継続率等が伸びるよう工夫を凝らして動画を制作すること。
- イ 観光連盟と協議のうえ、各テーマに関してターゲティングを適切に行い、本県への観光の誘導の動機付けとなるような動画とすること。

(2) 広告配信

契約期間中、(1) で制作した動画について、下記のとおり広告配信を行うものとする。

- ア 県公式 TikTok のオーガニック投稿を活用した広告配信、またはその他の効果的な手法で 12 本以上の広告を配信すること。
- イ 配信期間や方法については、可能な限り観光連盟の希望に沿った形で、観光連盟と受託者との協議により行うものとする。

(3) 番組放送

契約期間中、地上デジタル放送媒体を活用し和歌山県の PR を行うものとする。放送月や時間帯については、可能な限り観光連盟の希望に沿った形で、観光連盟と受託者との協議により番組放送枠を確保するものとする。

(4) Web 記事作成、納品

受託者は、撮影画像素材、過去に撮影された和歌山県画像コンテンツ、及び県公式観光サイトフォトライブラリー内の画像コンテンツを活用した県公式観光サイト掲載用の記事を作成する。(1) で制作した動画で取り上げた体験型観光を主軸とし、周辺のアウトドア観光、グルメ、及び土産等の要素を組み込んだモデルコース記事を 12 本以上作成し、画像データ及びテキストデータを観光連盟へ納品するものとする。

①内容及び構成

- ア 記事の内容については、観光連盟と協議のうえ決定し、作成するものとする。
- イ 記事で取り上げるエリアについて、和歌山県内で偏りが生じないようにすること。
- ウ 記事で取り上げるスポット等の名称、住所、電話番号、駐車場、アクセス、公式 HP の URL、及び公式 SNS の URL の掲載の可否や情報の正確性について、受託者がスポット等の管理者に確認を取るものとする。
- エ 観光連盟と協議のうえ、各テーマに関してターゲティングを適切に行い、本県への観光の誘導の動機付けとなるような記事とすること。
- オ タイトルや本文に検索されやすいキーワードを挿入するなど、閲覧される工夫を行うこと。
- カ 撮影は天候などの状況を踏まえて安全かつ適切に実施し、荒天や支障のある天候の場合は観光連盟と協議して日程を調整するものとする。
- キ 費用には、体験に係る経費、交通費、宿泊費、モデル謝金等を含む。
- ク 画像及びテキストの納品にあたっては、事前に作成した内容の一切について、観光連盟における内容確認及び修正指示の機会を複数回設け、観光連盟の了解を得たうえで行う

ものとする。

② 紹介スポット数

ア 宿泊を想定するモデルコースについては、8か所程度紹介すること。

イ 日帰りを想定するモデルコースについては、5か所程度紹介すること。

③ 画像数

ア 各スポットについて、3枚以上の画像とともに紹介すること。

④ 納期

ア 観光連盟と協議のうえ、内容によって最適な掲載日を決定し、観光連盟あてに、各掲載日の10日前までには必ず納品すること。

(5) その他留意事項

ア 上記(1)から(4)に係る費用は全て委託費に含まれるものとする。

イ 本業務の進め方について、受託事業者は、観光連盟と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。また、特に必要な場合は、観光連盟職員が取材等に同行する。また、本業務での校正は2回以上、色校正は1回以上行うこと。

ウ 本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、観光連盟に帰属するものとし、観光連盟は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、インターネット、SNS、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により公開、利用できるものとする。なお、これら二次利用にかかる出演者等への許諾は受託事業者において得るものとする。

エ 納品された成果品は、観光連盟が認めた第三者が、和歌山県の観光の魅力を広く紹介・PRすることを目的に二次利用する場合がある。

オ 納品された成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、観光連盟の責任に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、観光連盟に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

カ 業務完了後に、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託事業者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。

キ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者または第三者が損害を受けた場合はすべて受託事業者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

ク 受託事業者は、本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

ケ 受託事業者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、和歌山県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

コ 著作権・肖像権

- ① 受託事業者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託事業者において手続きを行うこと。
 - ② 受託事業者は、使用する動画・画像の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、他者所有の動画や画像（風景、図画等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。
- サ 受託事業者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項または業務の実施に関して疑義が生じた場合は、観光連盟と協議し、その指示に従うこと。